

プレスリリース

平成13年12月25日
食 糧 庁

米のカドミウムの調査結果について

本資料は、平成13年国内産米穀のカドミウムの調査結果を取りまとめたものである。

問い合わせ先：食糧庁

代表 03(3502)8111

計画流通部消費改善課品質管理室

直通 03(3501)3796

室 長 角谷 徳道 内線 5847

課長補佐 江田 誠一 内線 5845

計画流通部流通課

直通 03(3501)3790

課長補佐 浅沼 智 内線 5734

平成13年国内産米穀のカドミウムの調査結果

1 重点調査

都道府県名	市町村名	分析試料点数	0.4ppm以上 1.0ppm未満の 検出点数	1.0ppm以上の 検出点数
青森県	車力村	4	0	0
宮城県	築館町	4	1	0
	鶯沢町	6	2	0
	石越町	3	0	0
	迫町	2 2	5	2
	金成町	1	0	0
	栗駒町	1 2	1	0
山形県	尾花沢市	5	0	0
	米沢市	6	0	0
	南陽市	9	0	0
福島県	郡山市	2 1	0	0
	いわき市	4 0	0	0
	熱塩加納村	4	0	0
	西会津町	1 4	0	0
	塩川町	2	0	0
	湯川村	2 3	0	0
	河東町	2 4	0	0
群馬県	安中市	2	0	0
長野県	白馬村	5 0	3	0
新潟県	豊栄市	5	0	0
	水原町	8	0	0
	新発田市	2 0	1	0
	五泉市	6	0	0
	新津市	1	1	0
	村松町	1 1	0	0
富山県	朝日町	2 9	0	0
	魚津市	2 3	0	0
福岡県	大牟田市	4 8	1 9	0
	北九州市	8	0	0
合 計		4 1 1	3 3	2

(注) 宮城県迫町については、11月30日に公表済み。

2 要請調査

分析試料点数	0.4ppm以上 1.0ppm未満の 検出点数	1.0ppm以上の 検出点数
1 0 4	0	0

〔食品衛生法においては、1.0ppm以上のカドミウムを含有する米について販売等が禁止されている。〕

3 今後の対応等

(1) 1.0ppm以上のカドミウムが検出された米については、全量出庫留保されており、今後、県等において焼却処分されることとなっている。

また、0.4ppm以上1.0ppm未満のカドミウムが検出された米についても、全量出庫留保されており、今後、生産者からの申込みに応じ、食糧庁が買入れ等を行い、非食用に処理する。

(2) 重点調査実施対象圃場については、次年産以降も調査対象とする。(3年間0.4ppm以上のカドミウムが検出されなかった場合には対象から除外)

(3) 調査結果を土壌改良、営農対策等必要な対策とつなげられるよう、県、関係機関との連携に努める。

(参 考)

カドミウムの調査の概要

1 重点調査

- ・ 平成9年産米以降の米を対象として実施した食糧庁等の調査において、0.4ppm以上のカドミウムが検出された米の生産者の圃場が所在する地域で生産される政府米又は政府米となる可能性のある米を対象とし、都道府県、市町村、JA等の出荷業者(以下「調査関係者」という)及び調査対象生産者の了解を得て実施
- ・ 分析結果が判明するまで、調査対象米の全量について出庫を留保
- ・ 3年間調査を実施し、その間0.4ppm以上のカドミウムが検出されなかった場合には、翌年産以降調査対象から除外

2 要請調査

- ・ 残留農薬の調査対象生産者又は調査関係者からカドミウムの調査の要請があった場合に関係者及び調査対象生産者の了解を得て実施
- ・ 分析結果が判明するまで、調査対象米の全量について出庫を留保
- ・ 0.4ppm以上のカドミウムが検出された場合には、翌年産から重点調査の対象として取り扱う